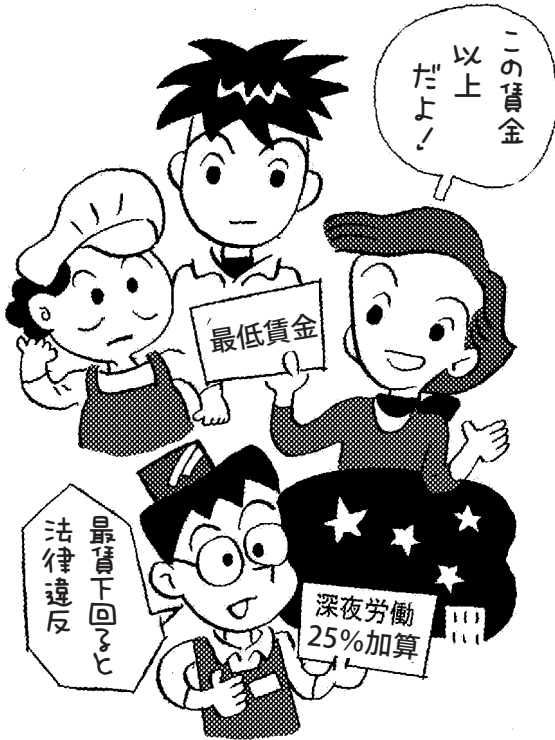


# 最低賃金が上がりました!

～最低賃金額を下回る賃金は違法です～



## 愛知県の最低賃金

時間給

800円

\*夜10時以降、朝5時までの「深夜労働」では25%割増となります

深夜労働では  
1,000円以上

パートもアルバイトも  
働くすべての人に適用されます

最低賃金額は、毎夏に各都道府県の最低賃金審議会で決められています。労働組合の要求と運動で今年は13円～21円引き上げさせました。それでもフルタイムで働いて月10～13万円程度にしかなりません。低賃金で不安定な雇用にしかならず、結婚もできず、子どもを産み育てられない人も増えています。

政府と財界も「早期に800円以下をなくし、2020年までに1,000円に」することに合意しています。

「どこでも、だれでも、暮らせる賃金」にするためには、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の確立が必要です!

### 最低賃金ってなに?

「健康で文化的な最低限の生活」(憲法25条・生存権)を保障するために、法律で「それを下回る賃金では人を働かせても、働いてもいけない」と定めた賃金額のこと。

これを下回る賃金は法律違反で無効となり、少なくとも最低賃金の金額が支払われることとなります。使用者が最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、最高で50万円の罰金が科されます。

#### 時間給の方(そのままの額で比較)

\_\_\_\_\_円

#### 日給の方

\_\_\_\_\_円 = 日給 ÷ 1日の所定労働時間(※1)

#### 月給の方

\_\_\_\_\_円 = 月給(※2) ÷ 1カ月の平均所定労働時間(※3)

#### 歩合制(出来高払制)の方

\_\_\_\_\_円 = 歩合給(※4) ÷ 1カ月の総労働時間

あなたの賃金を  
チェックしましょう

支払われた賃金から、残業代や通勤手当、家族手当、一時金を除き、所定内労働時間で割り算して時間当たりの賃金を計算し、最低賃金額と比較してみましょう。

**全労連** **国民春闘共闘**

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4

TEL(03)5842-5611 FAX(03)5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp> 2014.10